

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 5 1 号
2 0 1 5 年 4 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「新大阪駅引上線検修業務の業務移管等」に関する解明要求の追加申し入れ

標題のとおり、業務移管に伴う関係社員の労働条件に関して下記の通り追加、申し入れるので早急に労使協議の場を設定し誠意ある回答を求める。

記

1. 業務移管に際し「車両職」を大阪第二運輸所へ配属することを検討しているとの説明であるが、配属の期間はいつまでか明らかにすること。
2. 大阪第二運輸所に移管するとのこれまでの説明であるが、「車両職」配属は乗務員だけでは安全上問題があるとの判断からなのか。配属の理由を明らかにすること。
3. 車両職の社員は、常時、引き上げ線に在駐するのか。明らかにすること。
4. 引き上げ線検査業務の担当者は、1名であるとの説明であったが、車両職と乗務員との2名の勤務となるのか。明らかにすること。
5. 検査業務兼務に指定された7名と車両職との8名で引上線検査業務を運用するという考えか。明らかにすること。
6. 「車両職」はどこの車両所の社員を指定するのか。その社員の資格、職群を明らかにすること。
7. 指定される「車両職」は、何名で運用するのか。明らかにすること。
8. 4月1日に開催された業務委員会において、大阪第二運輸所で4月8、9日に日勤に指定された7名の社員について、今回の移管と関係があるのかとの質問に対して、「分かりかねます」との回答であった。当日の午前中、大阪第二運輸所の4月1日付、総務科長第2号の掲示で7名の主任運転士に新大阪引上線検査業務兼務を指定する辞令が掲出されていた。業務委員会の回答は、事実と反すると考える。会社の見解を明らかにすること。

以上